

生活保護は国民の権利であり、性別・社会的身分はもとより、生活困窮に陥った原因は一切問わず、生活に困窮しているかどうかという経済状態に着目して行われます

1・生活保護法第7条は申請保護の原則として要保護者等の申請に基づき保護の開始をするとなっている。市民から「生活保護を申請したい」との訴えがあった場合、適切に対応しているか。また、いまよくいわれている、市民が申請したいといっても申請書を渡さないといういわゆる水際作戦は羽村市の場合どうか。

市長答弁 市民からの保護申請については、生活保護法に定めのあるもののほか、生活保護法の実施要領等に沿って適正に対応している。また、水際作戦などと呼ばれるようなことは羽村市では行っていない。

2・去年から廃止された老齢加算と今年から廃止予定の母子加算について羽村市の単独事業として復活することと、交通災害共済掛金と上・下水道の助成金の復活をしていただきたい。また、自立支援のための就労指導を受けている人が就職活動をする場合の交通費と昼食費の一部補助を実施していただきたい。

市長答弁 加算の見直しが「自立の助長」を重視した結果であるので、市単独事業として復活する考えはない。また、交通災害共済掛金と上・下水道使用料の助成金については羽村市福祉施策審議会から「被保護者の自立につながるのか検証ができない」との答申が出され廃止したもので、復活はしない。さらに、一般的な就職活動のための交通費を支給する考えはない。

3・生活保護の業務を行うケースワーカーの教育についてはどのように行われているか

市長答弁 国が実施する「生活保護担当ワーカー全国研修会」都が実施する「主管課長研修」「査察指導員研修」「課題別研修」などに参加して、知識を深めるとともにスキルアップを図っている。社会経済情勢の変化とともに、処遇が困難なケースも増加してきているので担当職員やケースワーカーの教育には特に配慮している。

4・来所・電話等の相談記録はどういう場合に残すのか。

市長答弁 来所相談の場合は、基本的に、要旨について全件を記録している。保護制度の説明を求められた場合は記録していない。

5・生活保護担当の職員の人数は法的にはぎりぎり守られているが社会情勢の変化の中で職員の負担が大きいのではないか。

市長答弁 社会経済情勢の変化とともに、処遇が困難なケースも増加し、担当職員の負担も増加していることから、平成19年4月より職員1名を増員した。

老齢加算廃止に関する審査請求と訴訟件数が増えています 「暖房費も出ない」との声

老齢加算の対象となる羽村市の70歳以上の受給者数は平成19年度4月1日現在、94人で、一人あたりの金額は一万六千円で、総額にして153万円です。この加算があり冠婚葬祭やお墓参りやその他の社会参加もできたのです。この制度減額が始まった04年以来全国の廃止に関する審査請求は07年度現在1572件で訴訟件数は10件となっています。

これでは生きていけないというやむにやまれずそのような請求を出したり、訴訟に踏み切っているのです。70歳以上の夫婦二人暮らしの場合の生活扶助の金額はおよそ10万円弱です。(公共料金・食費・雑費・交際費すべて含みます)それをみてもわかるように、老齢加算の一万六千円がいかにか大きな金額かがわかります。

日本共産党は、これからも憲法に保障された最低限度の生活を維持するために、生活扶助費の引き上げや各種加算の切り下げはやめ、もとに戻すよう要求しています。

母子家庭の生活実態はきわめて深刻。母子加算の廃止は許されません 来年度予算で400億円削減

母子加算というのは、一人親の生活保護世帯に対して、こどもの健全な育成のためにということで出されている子育てに欠かせない給付です。こどもが一人いる場合で生活扶助に月2万円を上乗せするものです。母子家庭はいまの経済社会で一番深刻な状況におかれています。加算を廃止するなど断じて許せません。

無料法律相談のお知らせ

8月14日 午後1時30分から
予約が必要です。

